

横浜市行政不服審査会答申
(第164号)

令和7年11月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「差押処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、保土ヶ谷区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした令和5年度分（3期・4期）及び令和6年度分（1期・2期）の固定資産税及び都市計画税（以下「本件固定資産税等」という。）に係る徴収金の令和6年9月26日付け差押処分（以下「本件処分」という。）について、国税徴収法基本通達第67条関係の6違反等を理由に、本件処分が違法又は不当であるとして、審査請求人が本件処分の取消しを求めるものである。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

本件通達第67条関係の6は、解約権行使により著しい不均衡を生じさせないか慎重な判断が必要とし、また解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益とを比較衡量する必要があるとしている。特段の理由もなく外部効果のある通達に反する処分については、平等原則に反するものとして、国民との関係においても違法不当である。

5 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、令和5年9月5日、審査請求人及び共同相続人2人に対し、令和5年度分（3期・4期）の固定資産税及び都市計画税に係る納税通知書を送付したが、3期分の納期限である令和6年1月4日及び4期分の納期限である同年2月29日までにいずれも支払いがなかつたため、3期分については同年2月2日に、4期分については同年3月29日に、それぞれ督促状を発送した。

また、処分庁は、令和6年4月1日、審査請求人及び共同相続人2人に対

し、令和6年度分（1期・2期）の固定資産税及び都市計画税に係る納税通知書を送付したが、1期分の納期限である同年4月30日及び2期分の納期限である同年7月31日までにいずれも支払いがなかつたため、1期分については同年5月29日に、2期分については同年8月29日に、それぞれ督促状を発送した。

上記各督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに本件固定資産税等が納付されなかつたため、処分庁は、法第373条第1項に基づき、本件処分を行つた。

(2) 本件通達第67条関係の6は、外部効果がないほか、国税庁長官の国税庁内部に対する命令、指示であつて、横浜市において内部的拘束力を有しない。

この点をおいても、本件通達第67条関係の6は、解約権の行使に当たつて慎重に判断することを求めるものであつて、差押処分に当たつて考慮すべき事項を定めるものではなく、本件処分に違法不当はない。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア 処分庁は、令和5年9月5日、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し、令和5年度分（3期・4期）の固定資産税及び都市計画税について、3期分の納期限を令和6年1月4日と、4期分の納期限を同年2月29日とそれぞれ定め、納税通知書を発送したが、審査請求人及び共同相続人2名は、各納期限までに完納しなかつた。

イ 処分庁は、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し、令和5年度3期分については令和6年2月2日に、令和5年度4期分については同年3月29日に、それぞれ督促状を発したが、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかつた。

ウ 処分庁は、令和6年4月1日、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し、令和6年度分（1期・2期）の固定資産税及び都市計画税に

について、1期分の納期限を同年4月30日と、2期分の納期限を同年7月31日とそれぞれ定め、納税通知書を発送したが、審査請求人及び共同相続人2名は、各納期限までに完納しなかった。

エ 処分庁は、審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し、令和6年度1期分については令和6年5月29日に、令和6年度2期分については同年8月29日に、それぞれ督促状を発したが、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されなかった。

オ 処分庁は、令和6年9月30日、審査請求人の保険契約が存する●●●●（以下「第三債務者」という。）に対し債権差押通知書を、審査請求人に対し差押調書（謄本）をそれぞれ送付し、本件処分を行った。

（2）本件処分について

滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときには、徴税吏員は固定資産税等に係る差押えを行わなければならない（法第373条第1項第1号及び法第702条の8第1項）。

本件においては、上記7(1)のとおり、処分庁が審査請求人及び共同相続人2名それぞれに対し各督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに本件固定資産税等が納付されなかつたため、令和6年9月30日に本件処分が行われたことが認められるから、本件処分は法第373条第1項第1号の要件を満たすといえる。

（3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件処分が本件通達第67条関係の6違反であると主張する。

イ 本件通達第67条関係の6は、生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押えた場合の取立権に基づく解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益を比較衡量する必要がある旨を定めるものである。

差押処分の法的効果は被差押債権の取立てその他の処分禁止に限られるから、差押処分のみにより生命保険契約が解約されることはない。本件通達第67条関係の6は、取立権に基づき解約権を行使する場面に関するものであって、滞納された租税の確実な徴収を図るために迅速性が要求される差押手続の場面に関するものではないから、本件処分が本件通達第67条関係の6に違反するとの審査請求人の主張は当たらない。

ウ したがって、本件通達第67条関係の6に照らした違法又は不当は認め

られない。

(4) 結語

以上のとおりであるので、本件処分は、法第 373 条第 1 項第 1 号の要件を満たすものであり、違法又は不当な点は認められないから、審査請求人の請求には理由がない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、6 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和7年1月10日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和7年1月31日	・弁明書等の受理
令和7年2月10日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年4月1日	・反論書の受理
令和7年4月4日	・反論書（副本）の送付
令和7年4月14日	・弁明書(2)等の提出依頼
令和7年5月9日	・弁明書(2)等の受理
令和7年5月16日	・弁明書(2)（副本）の送付及び反論書(2)等の提出依頼
令和7年6月20日	・反論書(2)の受理
令和7年6月25日	・反論書(2)（副本）の送付
令和7年9月30日	・審理手続の終結
令和7年10月6日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年10月14日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年11月4日	・主張書面の受理
令和7年11月10日	・主張書面（2）の受理
令和7年11月11日	・調査審議

別紙

関係法令等の定め

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（固定資産税に係る督促）

第 371 条 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（固定資産税に係る滞納処分）

第 373 条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

（第 2 号及び第 2 項から第 6 項まで省略）

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

（第 8 項省略）

（都市計画税の賦課徴収等）

第 702 条の 8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第 17 条の 4 の規定に基く還付加算金、

第 365 条第 2 項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第 368 条若しくは第 369 条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

(第 2 項から第 8 項まで省略)

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「徴収法」という。）

(差押調書)

第 54 条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押されたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権、第 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第 73 条（電話加入権等の差押え）又は第 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産

(差押えの手続及び効力発生時期)

第 62 条 債権（電子記録債権法第 2 条第 1 項（定義）に規定する電子記録債権（次条において「電子記録債権」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号）

(差押調書の記載事項)

第 21 条 差押調書には、徴収職員が次の事項を記載して署名押印（記名押印を含む。以下同じ。）をしなければならない。

一 滞納者の氏名及び住所又は居所

二 差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額

三 差押財産の名称、数量、性質及び所在

四 作成年月日

(第 2 項及び第 3 項省略)

国税徴収法基本通達（以下「本件通達」という。）

第67条関係 差し押された債権の取立て

（生命保険契約の解約返戻金請求権の取立て）

（第1項から第5項まで省略）

6 生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押された場合には、差押債権者は、その取立権に基づき滞納者（契約者）の有する解約権を行使することができる（平成11.9.9最高判参照）。ただし、その解約権の行使に当たっては、解約返戻金によって満足を得ようとする差押債権者の利益と保険契約者及び保険金受取人の不利益（保険金請求権や特約に基づく入院給付金請求権等の喪失）とを比較衡量する必要があり、例えば、次のような場合には、解約権の行使により著しい不均衡を生じさせることにならないか、慎重に判断するものとする。

- (1) 近々保険事故の発生により多額の保険金請求権が発生することが予測される場合
- (2) 被保険者が現実に特約に基づく入院給付金の給付を受けており、当該金員が療養生活費に充てられている場合
- (3) 老齢又は既病歴を有する等の理由により、他の生命保険契約に新規に加入することが困難である場合
- (4) 差押えに係る滞納税額と比較して解約返戻金の額が著しく少額である場合

（注）差押債権者による死亡保険契約等の解除は、保険者（保険給付の義務を負う者）が解除の通知を受けた時から1か月を経過した日に、その効力が生じる（保険法第60条第1項、第89条第1項）。ただし、介入権者（保険契約者以外の保険金受取人であって、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者）が、保険契約者の同意を得て、当該期間が経過するまでの間に、解約返戻金に相当する金額を差押債権者に支払うとともに、保険者に対しその旨の通知をしたときは、解除の効力は生じない（同法第60条第2項、第89条第2項）。

（第6－2項から第8項まで省略）

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）

(課税の根拠)

第 1 条 市税及びその賦課徵収については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(督促状の発付期限の特例)

第 15 条 納税者または特別徵収義務者が納期限までに徵収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする。